

## 無人航空機の目視外及び第三者上空等での飛行に関する検討会について

## 1. 趣旨

無人航空機については、平成 27 年 11 月 5 日の「第 2 回未来投資に向けた官民対話」において「早ければ 3 年以内に、ドローンを使った荷物配送を可能とすることを旨とする」との方針が示され、それを受けて同年 12 月 7 日に設立された「小型無人機に係る環境整備に向けた官民協議会」において「小型無人機の更なる安全確保のための制度設計の方向性」（平成 28 年 7 月 29 日）及び「空の産業革命に向けたロードマップ ～小型無人機の安全な利活用のための技術開発と環境整備～」(平成 29 年 5 月 19 日) が取りまとめられたところである。

これらにおいて、無人航空機の目視外及び第三者上空等での飛行の本格化に向けて必要な技術開発と環境整備を進めることとしているところ、無人航空機の目視外及び第三者上空等での飛行について、機体の機能及び性能、無人航空機を飛行させる者並びに安全を確保するための体制に求められる要件等を明らかにするため、「無人航空機の目視外及び第三者上空等での飛行に関する検討会」（以下「検討会」という。）を設ける。

## 2. 事務局

検討会に係る事務は、国土交通省航空局安全企画課及び経済産業省製造産業局産業機械課が行う。

## 3. 構成員

検討会の構成員は、別紙のとおりとする。ただし、事務局が必要であると認めるときは、構成員を追加することや、その他の関係者の出席を求めることができる。

## 4. 議事の公開

検討会は非公開とし、検討会終了後、議事概要及び配布資料を速やかに公開する。ただし、事務局が必要であると認めるときは、議事概要又は配布資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

## 5. 分科会

特に無人航空機の物流での利用に求められる要件についても検討するため、「物流分科会」を開催する。また、事務局が必要であると認めるときは、その他の分科会も開催することができる。